

## 市民参画条例（仮称）策定審議会における審議の流れ

行政と市民の関係をめぐる下関市の現状 ~ 施策:行政 <sup>←一方向的</sup> 市民 要望・告発:市民 <sup>←一方向的</sup> 行政

市民ニーズの多様化に行政が対応できない  
 地域社会の崩壊  
 行政に依存しすぎ  
 行政だけが社会の担い手ではなく、市民の力なしでは対応できないことが増えてきている  
 福祉を始め色々な分野で地域（市民活動）が大きなウェイトを占め始めている  
 縦割り行政の隙間を埋めるものが NPO と思われる場合もあり、役割分担が必要

### 市民活動の新たな動き ~ NPOやボランティア団体等

環境、福祉、教育、まちづくり、コミュニティ形成、男女共同参画、国際交流等  
 に関する団体の取組

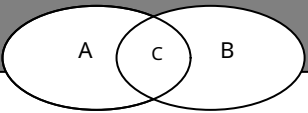
### 現在の市民参加のための施策 ~ パートナーシップ確立のめばえ

- (1) 市民の意見を広く集める（ふれあいティータイム、Eメール、ハガキ等）
- (2) 政策立案時に市民の意見を聞く  
 （アンケート、意見の公募、審議会等の設置、ワークショップ等）
- (3) 政策実行時に市民の参加や協働を求める  
 （市民活動団体への業務委託、ワークショップ等）
- (4) 事務事業評価（試行・検討）
- (5) 情報の公開・提供（情報公開条例、出前講座等）
- (6) 審議会の公募
- (7) 市民活動団体への支援

## 課 題 ~ 市民参画型行政への道筋

<b>解決の方向</b>	c 市民の意識を高めあうことが必要 c 市民と行政とは協働の関係を追及しなければならない c 市民と行政が協働するための指針・基準・ルール・共通認識が必要	A 施策の出発点からの参画を希望 A 既に決定していることに対して参加するのは参画ではない
		B 市民が単に自分の利益ではなく、社会の利益を考えるようになるべき B 現在の市民活動には 1. 資金、2. 場所、3. 横のつながり、4. 広報がネック

## 仕組みづくり ~ パートナーシップ（協働）の確立に向けて



市民参画条例（仮称）  
c

2つの手法

- |   |   |
|---|---|
| A | 行政と市民のパートナーシップ～市民の市政への参画の促進<br>市政の中(施策の決定のプロセス)に市民が参画する |
| B | 市民と市民のパートナーシップ～市民のまちづくりへの参画の促進<br>市民活動を活性化し、市民の参加を促す    |